

第4章 土質改良及び排水工

第1. 薬液注入工

「平成29年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-⑫薬液注入工」によるものとする。

第2. 高圧噴射攪拌工

「平成29年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-⑪-4 高圧噴射攪拌工」によるものとする。

第3. 水替工

1. 積算基準

(1) 適用範囲

水替工(1)：管路工事の管連絡工等の既設管切断時における管内水の排水に適用する。

水替工(2)：構造物工事などの大規模工事に適用し、揚程は15m以下とする。

また、管路工事で排水量が多量なため、水替工(1)の適用が困難な場合にも適用することができる。

(2) 排水方法の選定

表1-1 排水方法の選定

| 排水方法 | 作業内容 | 適用 |
|-------|--|----|
| 常時排水 | 昼夜連続的に排水する方法 | |
| 作業時排水 | 作業前（1～3時間）から排水し始めて作業終了時には排水を中止する方法をいう。（一時的に昼夜排水するものを含む。） | |

(注) 特別な事情がない限り、管路工事にあっては作業時排水とする。

(3) 積算構成

ア. 積算構成

$$\boxed{\text{水替費}} = \boxed{1\text{日当たりの運転費}} \times \boxed{\text{運転日数}} + \boxed{\text{据付・撤去費}} + \overbrace{\boxed{\text{配管材料費等}}}^{\text{諸雑費で計上}}$$

イ. 運転日数、供用日数

ア) 排水期間中のポンプ運転日数及び供用日数は、工事の規模、現場の状況などを考慮して算出する。

イ) 原則、運転日数は以下のとおりとする。

管工事（管保護、弁室類築造含む）：管布設完了までの期間とする。

構造物工事等：建築完了までの期間とする。

ウ) 配管材料費等は諸雑費で計上する。（作業時排水の場合は、不稼働係数をかけない）

2. 水替工(1)

(1) 機種の選定

機械・規格は次表を標準とするが、工期、揚程、現場の状況などから、次表により難い場合は、現場条件に適応した機械、規格、台数を別途考慮することができる。

表 2-1 機種の選定（ポンプ運転）

| 機 械 名 | 規 格 | | 揚 程 | 排 水 量 (m ³ /h) |
|----------|----------|------------|-----|------------------------------|
| | 口 径 (mm) | 電動機出力 (kW) | | |
| 工事用水中ポンプ | 50 | 0.4 | 5m | 0以上10以下 |

（注）動力源は、発動発電機及び商用電源とし、工期や地理的状況等を総合的に考慮して定める。

(2) 運転工歩掛

工事用水中ポンプの運転に要する労務歩掛は、次表を標準とする。

表 2-2 ポンプ運転歩掛 (人／1箇所・日)

| 名 称 | 作 業 時 排 水 | | 常 時 排 水 |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| | 商 用 電 源 | 発 動 発 電 機 | |
| 特 殊 作 業 員 | 0.06 | 0.13 | 0.06 |
| 普 通 作 業 員 | | 0.07 | |

（注）1. 本歩掛は、ポンプ台数1～2台の運転労務歩掛を標準とする。なお、上表により難い場合は別途考慮する。

2. 普通作業員は、現場内でのポンプの移設および補助労務等を行うものとする。
3. 労務単価は、時間外手当等を考慮しない。

(3) 機械損料

作業時排水の損料は、「建設機械等損料算定表（13欄）」で算出するものとし、常時排水については、次式により算出する。

$$\text{運転1日当たり機械損料} = (\text{建設機械等損料算定表(9欄)}) \times 2 + (\text{建設機械等損料算定表(11欄)})$$

(4) 諸 雜 費

表 2-3 諸 雜 費 率 (%)

| 作 業 時 排 水 | 常 時 排 水 |
|-----------|-----------|
| 商 用 電 源 | 発 動 発 電 機 |
| 2 | 26 |
| | 6 |

（注）諸雑費は、電力料・発動発電機燃料及び吐出配管・水槽損料等の費用であり、労務費・機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

(5) 据付・撤去歩掛

ポンプの据付・撤去に要する歩掛は、次表を標準とする。

表2-4 ポンプ据付・撤去工歩掛 (人／1現場)

| 職種 | 据付・撤去 |
|-------|-------|
| 普通作業員 | 0.14 |

(注) 1. 歩掛は、ポンプ台数が1～2台の据付・撤去歩掛を標準とし、配管の布設を含む。上表により難い場合は別途考慮する。

2. 据付・撤去は、1現場当たり1回計上する。

(6) 単価表

ア. 水替工(1)内訳

(1式)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|----------|----|----|----|-----------|
| ポンプ運転 | | 日 | | イ. 単価表×日数 |
| ポンプ据付・撤去 | | 現場 | | ウ. 単価表 |
| 計 | | | | |

イ. ポンプ運転1日当たり単価表

(1日当たり)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|------------|--------------------|----|----|-----------|
| 特殊作業員 | | 人 | | 表2-2 |
| 普通作業員 | | 〃 | | 〃 |
| 工事用水中ポンプ損料 | 口径50mm 0.4kW | 日 | 1 | 機械損料×台 |
| 発動発電機損料 | ガソリンエンジン駆動 3kVA | 〃 | 1 | 商用電源がない場合 |
| 諸雜費 | | 式 | 1 | 表2-3 |
| 計 | | | | |

(注) 工事用水中ポンプ、発動発電機は損料とする。

ウ. ポンプ据付・撤去単価表

(1現場当たり)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|-------|----|----|----|------|
| 普通作業員 | | 人 | | 表2-4 |
| 計 | | | | |

3. 水替工(2)

「平成29年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-5-⑧締切排水工」によるものとする。